

1. 件名：島根原子力発電所2号機の地震等に係る新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者ヒアリングに係る資料の受取
2. 日時：令和4年3月11日（金）
3. 対応者
原子力規制庁：原子力規制部 地震・津波審査部門
中国電力株式会社：東京支社電源グループ担当者
4. 要旨
 - （1）中国電力株式会社から、平成28年7月4日に申請のあった島根原子力発電所2号炉の設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設）のうち、令和4年1月28日の設置変更許可申請の補正を踏まえた、申請概要に係る資料について電子メールにて提出があった。
 - （2）原子力規制庁は、提出された資料について、自然ハザード関係の記載が不足していることから再提出を求めることに加え、必要に応じて、記載内容に関する事実確認を行うためにヒアリングを行う旨を電話にて伝えた。
 - （3）上記に対して、中国電力株式会社から了解した旨の回答があった。
5. 提出資料
 - ・島根原子力発電所2号炉 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の概要について※
※本年3月4日 実用炉審査部門にて提出された資料と同一資料
6. 再提出資料：本年3月17日受領
 - ・島根原子力発電所2号炉 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の概要について【自然ハザード関係抜粋版】